

平成 2 1 年

赤平市議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 5 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 1 6 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 8 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 2 8 3 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 8 4 号 赤平市後期高齢者医療に関する条例及び赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 9 1 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第 9 議案第 2 9 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 4 号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について
- 日程第 1 1 議案第 2 9 5 号 中空知衛生施設組合規約の変更について
- 日程第 1 2 報告第 3 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 3 報告第 3 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 4 報告第 3 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 5 報告第 4 0 号 専決処分の報告について

日程第 1 6 一般質問

- 1. 谷田部 芳 征 議員
- 2. 五十嵐 美 知 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 8 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 2 8 3 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 8 4 号 赤平市後期高齢者医療に関する条例及び赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 9 1 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第 9 議案第 2 9 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 4 号 中・北空知廃棄物処理広域連合の設置について
- 日程第 1 1 議案第 2 9 5 号 中空知衛生施設組合規約の変更について
- 日程第 1 2 報告第 3 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 3 報告第 3 8 号 専決処分の報告について

日程第14 報告第 39号 専決処分^の報告
について

7番 太田 常美 君

日程第15 報告第 40号 専決処分^の報告
について

8番 植村 真美 君

9番 鎌田 恒彰 君

日程第16 一般質問

10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

順序	議席番号	氏名	件名
1	3	谷田部芳征	1. 市立赤平総合病院の今後の経営課題について 2. 新たな農業政策の取り組みについて 3. 有害鳥獣の駆除対策について 4. 駐車場の有効活用について
2	1	五十嵐美知	1. 新政権の政治姿勢と地方への影響について 2. 新型及び季節性インフルエンザの取り組みについて 3. 高齢社会の対応について 4. 赤平市表彰について 5. 選挙の投開票について

○説明員

市長 高尾 弘明 君
教育委員会委員長 田口 敏弘 君
監査委員 小椋 克己 君
選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
農業委員会会長 野村 繁君
副市長 浅水 忠男 君
理事 三上 和己 君
総務課長 町田 秀一 君
企画財政課長 伊藤 寿雄 君
税務課長 吉村 春義 君
市民生活課長 栗山 滋之 君
社会福祉課長 伊藤 嘉悦 君
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
産業課長 菊島 美時 君
建設課長 熊谷 敦君
上下水道課長 横岡 孝一 君
会計管理者 下村 信磁 君
消防長 中村 高庸 君
市立赤平総合病院事務局長 實吉 俊介 君

教育委員会 教育長 渡邊 敏雄 君

” 教育課長 相原 弘幸 君

監査事務局長 保田 隆二 君

選挙管理委員会事務局長 町田 秀一 君

農業委員会事務局長 菊島 美時 君

○出席議員 10名

1番 五十嵐 美知 君

2番 若山 武信 君

3番 谷田部 芳征 君

4番 穴戸 忠君

5番 林 喜代子 君

6番 北市 勲 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 大 橋 一 君
" 総務議事 野 呂 律 子 君
担当主幹
" 総務議事 渡 邊 敏 一 君
係 長

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成21年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの4日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は18件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成21年第3回定例会以降平成21年12月14日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、北海道市長会としての取り組みについて申し上げます。10月15日、旭川市で開催されました北海道市長会秋季定期総会におきまして地方分権改革への地方の参画として、(仮称)地方行財政改革会議の設置など地方の意見が反映される法制度の構築、地方税の充実強化として国、地方間の税源配分を当面5対5とすることや地方税収の地域格差の是正、そのほか国庫補助負担金の見直し、地方交付税の確保、平成21年度補正予算で創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金のような地方の創意工夫が生かせる交付金制度の継続、拡充など、7項目にわたり地方分権改革の推進及び地方財政の充実、拡充、確保に関する決議が採択されたところであり、これを踏まえ11月9日、地方分権推進委員会においても政府に対して勧告がなされたところでもあります。また、政府与党が掲げた政策で自動車関連諸税の暫定税率廃止に伴う代替財源の確保や政策変更による財政負担を地方自治体に転嫁せず国の責任で行うなど、地方自治体の行財政運営に混乱や負担が生じないよう配慮を求める緊急要請を行うことにつきましても採択されたところでもあります。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。新型インフルエンザが全国的に流行し、市内におきましては児童生徒を中心に感染者が多数発生し、学校閉鎖等の実施により大きな影響が出たところでもあります。市民におきましては、幸いなことに感染により重篤になられた方は発生しておらず、感染した方々も全員回復しておりますが、一時期のピークは過ぎたとはいえ、冬期間中に感染の第2波の到来や季節性インフルエンザへの感染なども懸念されますことから、手洗い、うがいなどの励行など、

引き続き感染防止対策の周知を図ってまいります。
また、感染防止に有効とされるワクチン接種につきましては、国が優先接種順位を定め実施しており、そのうち生活保護並びに市民税非課税世帯の方々の接種料金につきましては全額免除としているところですが、当市におきましては1歳以上高校生以下の年齢の接種希望者並びに1歳未満児の保護者に対し、接種1回につき1,000円を助成することとし、対応をさせていただいているところであります。

次に、平成21年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日にご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場とし、挙行いたしました。功労表彰につきましては、9月定例会でご同意を賜りました1氏に、功績表彰には1氏、また善行表彰には2団体、さらに勤続表彰につきましては30年を最高といたしまして13名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところであります。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のためそれぞれの分野で多大な貢献を賜ったところでありますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます。

次に、東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏に在住する赤平市出身者及びゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成21年度総会が10月31日に開催され、80名の方にご参加をいただいたところであります。総会では、冒頭長年会長を務めていただきました今川彦二氏が9月にご逝去されたことを報告し、全員で黙祷をささげ、ご冥福をお祈りいたしました。また、心配されていた当市の厳しい財政状況について財政再生団体入りを回避できた現状を報告し、これまで会員の皆様からいただいたふるさとガンバレ応援寄附のお礼を申し上げ、さらに課題とされている医師確保や企業誘致などの情報提供並びにご協力についてお願いしたところであります。また、昨年に引き続き赤平写真映像資料収集会が作成した炭鉱のDVD4枚と市民制作映画をDVD化した「0からのREスタート」の紹介

と販売など、地元のPR活動も行ってきたところでもあります。

次に、第42回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月21日、交流センターみらいにおいてこれも安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指して、福祉関係者や町内会など市民約100名の方々が参加し、社会福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係にご貢献いただいた方2名に市長感謝状、続いて社会福祉協議会協議会長から表彰状と感謝状を贈呈し、引き続き北海道社会福祉協議会ボランティア部会部会長であります川本俊憲氏より地域福祉活動に生かす傾聴、地域を支える人づくりと題し、ご講演をいただいたところであります。

次に、第42回赤平市金婚式について申し上げます。10月22日、交流センターみらいにおいて市及び社会福祉協議会の共催により第42回金婚式を開催いたしました。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越えられ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして該当者38組のうち、当日は27組のご夫妻に出席をいただき、金婚の賞を贈呈したところであります。

次に、ごみの減量化の推進について申し上げます。前年度よりごみ減量化大作戦と銘打ち、市民一丸となつてごみの減量化に取り組んでおり、本年度においても引き続き事業の推進を図るため、12月5日にごみゼロリサイクルフェアを開催いたしました。ふだんごみに出されている粗大ごみなどの中にはまだまだ使えるものが多くあり、それらの有効資源を職員みずからの手で補修したリサイクル品を約50点出品し、オークション形式で販売を行ったほか、リサイクル提供の生ごみをリサイクルした堆肥の無料配布、市民の皆さんが出品するフリーマーケットを同時に開催し、当日は約250名のご来場をいただき、リサイクルの促進と環境への啓蒙活動を行ったところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、秋の交通安全

運動を展開し、早朝の街頭指導には延べ1,026名の市民の皆様のご参加をいただいたところであります。また、10月9日から18日までは秋の輸送繁忙期の交通安全運動、11月12日から21日までは冬の交通安全運動を実施し、市民の皆様には交通安全運動を呼びかけてきたところであります。さらに、11月20日には赤平市老人クラブ連合会主催により交通安全研修会が開催され、11月25日には日ごろから交通安全運動に貢献されている個人35名の方々に感謝状を贈呈したところであります。これから冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップなどが起因する冬型事故の発生と年末年始における交通事故が心配されますが、関係団体と連携を図りながら、市民の皆様とともに交通事故の防止に取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、秋の火災予防運動について申し上げます。暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、市民の火災予防思想の高揚を図ることにより火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に、10月15日から31日までの17日間にわたり全道一斉に秋の火災予防運動が展開されました。消防本部におきましてもこの期間中、火災予防思想の普及啓発を図るため、防火旗、防火看板、防火ポスター等を掲示するとともに、消防関係団体を初め多くの市民のご協力をいただきながら、出動式、高齢者独居世帯の防火査察、福祉施設の防火訪問及び児童による火災予防習字展などの取り組みを行ったところであります。

次に、救急自動車の更新について申し上げます。従来消防署には高規格及び従来型救急自動車の2台を配備し、運用しておりましたが、市立病院の常勤医では対応できない専門診療及び2次救急診療等により高規格救急車による管外への搬送が増大していることから、従来型救急自動車による救急出動の件数も増大しております。また、従来型救急自動車の隊員にも救急救命士を配置して運用しておりますが、高度な救急資機材を積載した高規格型でないことか

ら、救急救命士が行う処置に制約を受けておりました。さらに、購入後16年以上経過し、老朽化が著しいことなどから、高度な救急資機材を積載した高規格救急車に更新を行い、装備の充実強化を図り、11月18日から運用を開始したところであります。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。まず、学校、幼稚園における新型インフルエンザの状況についてご報告いたします。新型インフルエンザの学校での罹患は、9月28日に市内小学校で初めて確認され、それ以降罹患者は増加傾向となり、10月上旬には学級閉鎖をする学校が出るに至りました。その後も罹患者はふえ、各学校では感染拡大を防ぐための学級閉鎖もしくは学校閉鎖を余儀なくされるに至ったところであります。教育委員会では、2学期始業後の各地での罹患報道を受け、保健部局と連携を行いながら、児童生徒並びに保護者に対して感染予防について啓発活動を続け、幼稚園と全小中学校に対して消毒液と手洗い用ポンプ式石けんを配布し、手洗いの励行と消毒、来校者に対しても感染防止に努めたところであります。残念ながら赤平市内の学校での発生をとめることはできませんでしたが、幸いにも重篤化するケースはなく、学級、学校閉鎖は感染防止に一定の効果があったものと見られ、現在は散発的な発生はあるもののほぼ下火となってきているのではないかと考えておりますが、きょうの情報では市内の小学校1年生が学級閉鎖となったと

ころであります。今後冬期間を迎え、季節性インフルエンザの発生も懸念されることから、引き続き感染防止に全力を期していかなければならないと考えているところであります。

平成22年度赤平高等学校の間口問題と入学志願者確保についてであります。北海道教育委員会は、本年6月2日に22年度から24年度までの公立高等学校配置計画案を提示し、7月22日には地域別検討会議において説明、意見を受けた後、9月14日に配置計画を発表しました。配置計画の案の段階では、空知北学区で芦別高校が2次募集後の定員割れの状況から学級減となっておりますが、発表された配置計画では前年同様の学級数に戻すとの計画変更が決定されたところであります。今回の配置計画では、それに加えて滝川工業高校が平成23年度に1学級の減が示されており、空知南学区では三笠高校が22年度に募集停止が示されたところであります。赤平高校につきましては、今回の配置計画での提示はありませんが、道教委では3年間の計画としながらも、定員の半数に満たない場合とその後生徒数の増が見込まれない場合は毎年配置計画を変更するとしており、赤平高校においても40人の定員を地元中学卒業生で極力満たすことが存続の条件となっているところでございます。12月1日には、本年2回目の赤平市中高教育推進委員会を開催しました。現在各中学校においては赤平高校への市内出願者確保に向けて取り組み中ではありますが、本年の中学卒業生は来年よりも多いとはいえ大変厳しい状況が予想されることから、その取り組みについて推進委員会において意見交換を行ったところであります。赤平高校への志願者確保に向けては、私はもちろん市長、議会も一丸となって各方面に働きかけを行っておりますが、11月16日には赤平高校校長と市長と私が市内2中学校を訪問し、校長以下担任及び進路担当教職員と面談し、一人でも多くの赤平高校志願者確保に向け、お願いをしてきたところであります。また、昨年引き続き赤平高校のPRチラシを市広報に折り込み、全戸配布を行い、さらにことしもポスターを作成し

て2中学校や市内及び近隣の公共施設等、また市内の各商店にも掲示をお願いして、志願者増を呼びかけております。いずれにしましても、中学校での3者面談から願書提出にかけ、短時間ではありますが、今後とも赤平高校存続のため志願者確保に向け、さらなる努力を確認したところであります。

次に、市民総合文化祭であります。市内の小中学校が参加するようになって8年目を迎えます。昨年6月の文化会館の休止に伴い、前年の文化祭は芸能部門を総合体育館で行いましたが、展示部門と分散開催となったところから、本年は芸能部門、展示部門とも交流センターみらいを会場として開催することになりました。展示部門では全小中学校の作品が掲示されましたが、芸能部門については会場の都合で2中学校の参加にとどまりました。しかしながら、参加した赤平中学校の吹奏楽部、赤平中央中学校の合唱部の発表では、すばらしい音色と伸び伸びした澄んだ歌声を響かせ、観客の大きな喝采を浴びたところであります。

次に、市内小学校の学習発表会と幼稚園発表会についてであります。市内5小学校の学芸会、学習発表会は当初10月、幼稚園は11月に予定されていたところであります。新型インフルエンザによる延期もあり、小学校は最後の住友赤平小学校が11月1日に、幼稚園は12月6日ようやく終了することができました。私は、全部の会場を回って鑑賞させていただきましたが、インフルエンザにもめげず、いずれの学校でも真剣な取り組みを感ずることができ、また園児、児童、それぞれが楽しく伸び伸びした発表で、保護者、PTA、学校関係者の努力に感謝の気持ちを持つものであります。今後もいろんな機会を通じて温かく、かつ注意深く見守っていきたいと思っております。

次に、市内小学校の周年行事について申し上げます。豊里小学校と赤間小学校がことしともに開校70周年を迎え、11月1日に豊里小学校、8日に赤間小学校の記念式典が多数の来賓や関係者の出席のもと挙行されました。心豊かにみんな仲よく光あふれる

豊里小、七色のあすにきらめく赤間小を合い言葉に、今後も子供たちの健全なる成長のため、それぞれがさらなる発展を誓ったところあります。

次に、給食センターについて申し上げます。給食センターでは、このたび食中毒対策として真空冷却機を新たに購入いたしました。今までサラダやあえもの、そしてめんなどは一度温めたものを冷水で冷やす方法で行っていましたが、その方法では温度にむらが出るため細菌繁殖の面で食品管理に問題がありました。今回の真空冷却機の導入により短時間で危険温度帯を通過させることができ、細菌の繁殖を抑制することができることから、より安全、安心な学校給食の提供ができるものであります。

次に、社会教育について申し上げます。赤平市内の子供たちが一堂に相集い、子供の手による創造的な遊びと大きな交流の場をつくり、豊かな心を育てることを目的として毎年開催しておりますあかびら子どもまつりですが、打ち合わせ会議の前日に新型インフルエンザにより市内の小学校で学年閉鎖がありました。その後延期に向けて調整をしておりましたが、市内の小学校への感染拡大防止のため、関係団体が協議した結果、大変残念ではありましたが、今年度は中止との決定をいたしました。現在新型インフルエンザは、市内の小中学校とも落ちついた状態ですが、今後は来年1月の青少年健全育成冬季スポーツ大会と百人一首大会に向け準備を進めてまいります。

次に、平成21年度文化功労賞授賞式について申し上げます。11月3日、文化の日に多くの来賓の出席の中、交流センターみらいを会場として挙行いたしました。本年度の受賞者は1名で、これまでの文化の振興と発展のために多大な貢献があったところがありますが、今後におきましてもなお一層の文化の向上発展にご尽力いただくようお願いするところがあります。

次に、東公民館関係でございますが、東公民館高齢者事業として10月22日に60歳以上の市民を対象に、指を動かし、脳の活性化を図る指の体操事業を実施

し、13名の参加がありました。また、12月10日には東公民館事業として幌岡町にございます赤平寄り道の駅幌岡SOUKOのご協力により、地域の素材を使った漬物づくりと試食を行い、参加した18名から好評をいただいたところであります。

次に、社会体育関係について申し上げます。10月3日、第10回市民健康づくりウォーキングが開催されました。早朝断続的に雨が降るとい大変不安定な天候でございましたが、参集時間前から見事に回復し、さわやかな日差しのもと54名の市民がウォーキングを楽しみました。

10月12日には第11回市長杯争奪ミニバレーボール大会が総合体育館で開催され、9チーム51名の参加があり、体育の日にふさわしく熱気あふれるプレーが繰り広げられました。

また、11月1日には総合体育館で第10回赤平軽スポーツ大会が行われました。この大会は、赤平レクリエーション協会と赤平市老人クラブ連合会の方々のご協力をいただいて開催され、23名の皆さんの参加のもと新しく取り入れられた種目もあり、地域の皆さんや世代間の交流など、楽しさの中にも真剣な協議が行われておりました。

次に、図書館について申し上げます。初めに、こととして19回目となります読書コンクールを行い、小学校から高校まで計41点の応募をいただき、審査の結果24点の優秀作品が選ばれました。優秀作品は読書感想文集にまとめ、作品の原稿とともに冬休み期間中図書館に展示することとしております。

次に、図書館の購入資金として北門信用金庫様からの寄附金について申し上げます。地域貢献助成活動の一環として、かねてより申し入れがありましたが、11月26日に500万円のご寄附をいただき、ふるさとガンバレ応援寄附金として受けさせていただきました。厳しい財政状況の中、貴重な寄附金であります。図書の実践のために大切に使用させていただきこととし、改めてお礼を申し上げる次第であります。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第282号専決処分承認を求めるとについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第282号専決処分の承認を求めるとについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたため、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成21年度赤平市一般会計補正予算（第6号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年10月30日付で専決するものであります。

主な内容であります。国は新型インフルエンザによる死亡者や重篤者の発生をできるだけ減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的として、本年10月1日付で新型インフルエンザワクチン接種の基本方針を示し、特に新型インフルエンザワクチンの生産量に限りがあることから、予防接種者の優先順位を設定したところであります。費用負担の軽減対象者については、生活保護世帯と市民税非課税世帯に対して全額免除することとし、市町村の実情によって対象者や軽減金額を別に定めることもできるとされたことから、本市といたしましては独自施策として重篤化に及ぶ可能性が高い1歳から高校3年生に相当する年齢の者までと1歳未満の子供の保護者1名に対しワクチン接種2回を限度に1回に当たり1,000円を助成することとしたところであります。なお、国が定めた負担軽減対象者に要する経費につきましては、国が2分の1、道4分の1、市4分の1の負担割合となり、市負担分につきましては特別交付税措置がなされる予定となっております。

記といたしまして、平成21年度赤平市一般会計補

正予算（第6号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,166万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。歳出であります。款4衛生費、項1保健衛生費、目3感染症予防費、節11需用費として2万3,000円の増額であります。ワクチン接種費用の減免について市民周知を図るためパンフレットの作成に要する経費を計上するものであります。同じく節13委託料として954万円の増額であります。市内医療機関と直接的に減免を受けられるように委託契約を締結するもので、減免対象者4,105人の経費を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金として954万円の増額であります。市外の医療機関で受診した減免対象者につきましては、費用を一時的に立てかえ、領収書確認による後払いとなりますことから、それに要する経費を計上するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節13委託料として5万9,000円の増額であります。消防救急隊員29人のワクチン接種に要する経費を計上するものであります。

7ページをお願いいたします。款14予備費であります。今回補正による歳出の総額1,916万2,000円を予備費で減額し、予算を調整するものであります。

以上、議案第282号につきましてご報告申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第282号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第282号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第282号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第283号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第283号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。附則第5項につきましては、上場株式等に係る配当所得に

係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定といたしまして項を追加するものでございます。

附則第6項及び第7項につきましては、第5項の追加によりそれぞれ項を繰り下げ、引用する条項の追加により字句の追加を行うものでございます。

3ページをご参照願います。附則第8項につきましては、第5項の追加により項を繰り下げるものでございます。

附則第9項につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定といたしまして項を追加し、附則第10項につきましては前項と共通見出しとすることから見出しを削除し、引用する条項の改正により字句を改め、さらに第5項及び第9項の追加によりまして項を繰り下げるものでございます。

4ページから5ページをご参照願います。附則第11項につきましては、引用する項の変更に伴い字句を改正し、第5項及び第9項の追加により項を繰り下げるものでございます。

附則第12項につきましても、第5項及び第9項の追加により項を繰り下げるものでございますが、事業所得、雑所得に譲渡所得を加えるため字句を追加するものでございます。

附則第13項から附則第17項につきましても、第5項及び第9項の追加により、それぞれ2項ずつ項を繰り下げるものでございます。

次に、改正附則でございますが、この条例は、平成22年1月1日から施行するものであります。ただし、各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものとしております。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） この改正によりまして保険税の一定の増収とか、そういうことはないのかどうか、影響はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 今回の改正では、対象者は一人もおりませんので、税額は変わりません。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第283号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第284号赤平市後期高齢者医療に関する条例及び赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第284号赤平市後期高齢者医療に関する条例及び赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

現下の厳しい経済社会情勢にかんがみまして、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮するため、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日より施行されますことから、この法律の趣旨を踏まえ、後期高齢者医療保険料及び介護保険料についても同様の取り扱いを行うため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。赤平市後期高齢者医療に関する条例の改正でございますが、延滞金額を軽減する期間を1カ月から3カ月に改正するため、第6条第1項中の字句を改めるものでございます。

次に、赤平市介護保険条例の改正でございますが、赤平市後期高齢者医療に関する条例の改正同様、延滞金額を軽減する期間を1カ月から3カ月に改正するため、第11条第1項中の字句を改めるものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成22年1月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、改正後の赤平市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項の規定及び赤平市介護保険条例第11条第1項の規定は、この条例の施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用することとし、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるとする経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第284号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第291号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第291号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年10月5日に網走管内湧別町と上湧別町が合併し、湧別町となることに伴いまして、当組合を組織する市町村の数を増減しようとするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第291号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減することについて議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、組合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、組合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第291号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第291号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第291号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第292号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第292号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議案同様、平成21年10月5日に網走管内湧別町と上湧別町が合併し、湧別町となりましたことから、当連合を組織する市町村の数を増減することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第292号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数を次のように増減することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を脱退させ、同郡湧別町を加入させる。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第292号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第292号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第292号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第10 議案第294号
中・北空知廃棄物処理広域連合の設置についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第294号中・北空知廃棄物処理広域連合の設置につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市が構成員となっております中空知衛生施設組合と砂川地区保健衛生組合及び北空知衛生センター組合の可燃ごみの焼却処理を委託しております株式会社エコバレー歌志内が平成25年3月末までに解散いたしますことから、中・北空知地域ごみ処理検討会議においてその方策について検討してまいりましたが、中・北空知地域の一般廃棄物の焼却処理につきましては、地域全体のごみの量が年間約2万5,000トンであることやダイオキシン規制の関係から広域にわたり処理することが適当であるとの観点から、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び当市の5市9町により、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同して処理するため、地方自治法第284条第3項の規定により規約を定め、中・北空知廃棄物処理広域連合を設置するものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合の設置に当たりましては、関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならないことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約についてご説明申し上げます。この規約は、第1条から第18条で

構成されており、第1条には広域連合の名称、第2条に広域連合を組織する地方公共団体、第3条に広域連合の区域、第4条に広域連合の処理する事務、第5条に広域連合の作成する広域計画の項目、第6条に広域連合の事務所、第7条に広域連合の議会の組織、第8条に広域連合議員の選挙の方法、第9条に広域連合議員の任期、第10条に広域連合の議会の議長及び副議長、第11条に広域連合の執行機関の組織、第12条に広域連合の執行機関の選任の方法、第13条に広域連合の執行機関の任期、第14条に補助職員、第15条に選挙管理委員会、第16条に監査委員、第17条に経費の支弁の方法、第18条に委任についてそれぞれ規定されており、附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございますが、第4条に規定する事務のうちごみ焼却施設の設置以外の事務は、広域連合長が別に定める日から施行するものとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第294号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第11 議案第295号
中空知衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第295号中空知衛生施設組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知衛生施設組合は、当市を含む3市2町で構成され、火葬場施設の設置及び運営に関する事務や廃棄物の中間処理に関する事務などを共同処理して

いるところでございます。このたび中空知衛生施設組合において行ってきました廃棄物の焼却処理につきましては、新たに組織されます中・北空知廃棄物処理広域連合にてその事務を進めるため、中空知衛生施設組合の規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。第3条の表につきましては、動物以外のものに係る焼却処分は中・北空知廃棄物処理広域連合で行うことといたしますことから、廃棄物の中間処理の次に字句を加え、別表につきましては4の項中、廃棄物の焼却に係る費用として規定しておりました第6号を削り、第7号を1号繰り上げ、第6号とし、同表の備考4の項を削るものでございます。

附則の第1項といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものとし、第2項につきましては組合長が別に定める日までの間に係る中空知衛生施設組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の負担割合につきましては、改正後の第3条の表並びに別表4の項及び備考の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） この規約を変更すると。なぜ変更するのかと、これまでの経過が不十分だと私は思います。委員会付託予定のことですから、そこでまた論議したいと思いますが、それに対する若干のコメントありましたらお願いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） ただいま町田課長のほうから提案があったのですが、それと同様になります。今まで焼却処理を組合のほうでやっていたのですが、それが移行されるということで、その

部分が除かれるということでご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） なぜ変更するのかということの説明がちょっと不十分な気がします。経過がやっぱりもっとも市民にわかるようにされればいいのか。それらについてまた付託される予定ですからやりますけれども、ここで詳しいことはやりませんけれども、ただそういうことが必要ではないかと思っております。

○議長（獅畑輝明君） よろしいですか、それで。

○4番（穴戸忠君） いいです。

○議長（獅畑輝明君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第295号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 報告第37号専決処分の報告について、日程第13 報告第38号専決処分の報告について、日程第14 報告第39号専決処分の報告について、日程第15 報告第40号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第37号から第40号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第1項の1件の金額が30万円未満の和解に関すること、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解及び市営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第37号でございますが、報告第37号は市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解について専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃等65万6,950円を滞納していることから、平成21年8月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月3万円の分割納付を趣旨といたしました異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成21年9月から3万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に送金、または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成21年9月11日に専決処分したものでございます。

次に、報告第38号であります。市営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起について専決処分を行ったもので、件数は1件で、訴えの内容といたしましては相手方は平成8年9月に入居いたしました。平成13年4月から住宅家賃を滞納していたことから再三にわたって家賃を支払うよう催告を行い、平成18年12月に誓約書を提出させましたが、履行されたのは初めの2回のみで、本年3月の2日付で7月末日を契約解除日とし、8月14日に自主的に明け渡しよう通知したところ、さらに平成21年7月までに精算するとの言い分であったもののなおも不履行であり、駐車場の使用料につきましても滞納していることから住宅及び駐車場の明け渡し、さらに滞納家賃136万7,800円及び滞納駐車場使用料金6万8,320円の支払い、平成21年8月1日から明け渡しまでの住宅家賃月額3万4,500円及び駐車場使用料金月額2,540円の割合による金員の支払いについて求めるため、札幌地方裁判所滝川支部に訴えを提起するもので、平成21年10月5日に専決処分したものでございます。なお、この件につきましては、去る12月9日、訴えどおりの内容で判決が言い渡されたところでございます。

次に、報告第39号であります。市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解について専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の

内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃など127万5,364円を滞納していることから、平成21年7月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月3万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭しましたところ、平成21年10月から3万円ずつ、平成22年7月から5万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込み、または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成21年10月23日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第40号でございます。市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解について専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃13万2,000円を滞納していることから、平成21年8月に旭川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5,000円の分割納付を趣旨といたしました異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭しましたところ、平成21年11月から1万1,000円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込んで支払うことで和解するもので、平成21年10月28日に専決処分したものでございます。

以上、報告第37号から40号についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 最近この問題がたびたび出されます。いろいろと向こうの都合やこちらの都合も考えて和解したとあります。しかし、それが約束守らないと。そして、また裁判する。一定の和解になる。向こうの言い分も聞く。それで、オーケーと。しかし、どんどんとこれが履行されないままにして、それが続いているのかどうかと、この辺の問題がここで発生するのではないかと思うのです。和解になった、履行されない、これが続いているものかどうかと。もう少し内容のわかる、理解のできる、そういうものになっていく必要があると思うのです。こ

これはもう専決処分で、履行されないとか、127万5,364円滞納していると。これが相手方が毎月3万円と。10月から3万円ずつで、22年の7月から5万円ずつ払うと。払う金がないのだと思うのです。払えないのかわかりませんが、この辺のところもう少し詰めた和解の方法が必要ではないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 支払い督促等裁判所に申し立てる、その前段滞納者の方からいろいろと理由を聞いて、その内容に沿って確認できたものについては誓約書をとっています。その誓約書に従って支払い等をされない場合、それは悪質ということで裁判所に対して支払い督促等の申し立てを行っております。申し立てを行った結果、相手方から異議の申し立てがあり、通常裁判に移行したものはこのような形で専決処分のご報告をさせていただいております。これは、和解に沿った内容で相手方が応じなかった場合、そのような場合については裁判所に執行文付与の申請をし、和解調書等を債務名義として遅延損害金を含め金額を強制執行により徴収する方法を行います。そんなことで対応したいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） これは、やっぱりなかなか払えないと、いろいろとありますけれども、最後にはこれ財産差し押さえまでいくのでしょうか。それに相当市の財源も使うことになるのです。ですから、相当なしっかりした見通しを持って督促すると。その財産の差し押さえまでいくのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 和解及び和解にかわる決定に従って支払いをされない場合は、先ほどご説明したように差し押さえ等執行するように考えております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第37号、第38号、第39号、第40号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、市立赤平総合病院の今後の経営課題について、2、新たな農業政策の取り組みについて、3、有害鳥獣の駆除対策について、4、駐車場の有効活用について、議席番号3番、谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほうお願いいたします。

大綱1、市立赤平総合病院の今後の経営課題について、①、経営安定の方策についてお伺いをします。市立赤平総合病院の経営内容が当市の予算状況を左右するだけにその重要度は高く、10月より所管の委員会から行財政改革調査特別委員会に移管、毎月収支報告がなされ、その解明に当たっておりますが、その中では改善の状況が得られておりません。入院収益、外来収益はともに昨年度実績より上回っており、その評価はするとしても、今年度計画に対しての月々の実績はほとんどが達成されておらず、かなめの入院収益は大幅に落ち込んでいる状況にあります。9月、10月の外来患者数は増となっておりますが、皮肉にもインフルエンザ感染の影響とのことであり、それでも外来収益は目標値には至っていません。月々の純損益はプラス傾向にありますが、計画に対しての患者数は減少傾向で定着し、収益が計画どおりに得られず、経営の安定にはつながってきていないわけでありまして。4月以降経常損益は毎月赤字続きであり、このまま推移すると21年度も当然赤字となり、計画された経営の安定にはほど遠いものとなるわけでありまして。近隣自治体では、芦別、深

川、美唄、留萌各市の病院とも同じく不良債務を中心とした赤字に苦しんでおり、いろいろな角度からの経営改革に努めていると思われま。当病院も周辺自治体病院とは会議その他で情報交換がなされていると思われまが、その中から経営改革のヒントになるような情報が得られていないのでしょうか。21年度も4カ月を切りま。第三者からの物の見方、判断が必要とのことで外部監査を依頼したわけでありまけれども、その報告も12月中になされまと思いま。厳しい内容が想定されま。今後の打開策の原因解明と対策についてお伺いをいたしま。

次に、②、赤字決算時の資金対策について伺いま。今年度13億8,000万の融資を受けま。不良債務対策として特例債を適用させたまわけでありまが、借入金は単年度黒字にするのが条件となていまはずでありま。赤字となたときにペナルティはないのでしょうか。また、返済方法に変更があるのかどうか、そして対応はどうするのか。このまま推移ますと年度末には赤字決算が見込まれ、救済策が必要になてくるわけでありまが、市が肩がわりし、補正予算にて繰り入れをするのかどうかということも含め、赤字決算時の資金対策についてお伺いをしたいと思いま。また、12月以降には22年度の予算審議が具体化されてまいますが、今後の計画的返済には厳しいものがあると思われま。赤平市立総合病院は、22年度予算の中でどのように位置づけられるのでしょうか。考えがあれば示していただきたいと思いま。

次に、③、療養病棟ベッド数の維持確保についてお伺いをしま。病院事業としての療養ベッド数は60床ですが、現在の稼働状況は30床でありま。診療行為が少ないということで診療単価にはね返らず、経営面から見ると採算はとれないということからの削減だと思いま。しかし、市民の高齢化が進む中で老老介護がふえつつありま。老齢化に伴い入退院の頻度も高まり、病院と自宅の介護で家族には大変な負担と苦勞がつきまといま。70歳前後の子供が80代、90代の両親を介護するには限界があること

でしょう。また、夫婦間でも介護し切れなくなり、新聞やテレビの報道にありまるように親子や夫婦での心中、また介護者が自殺にまで追い込まれるケースもありま。いろいろな家庭事情があり、施設で見してほしいことになるわけでありま。当市内にはそれなりに施設の数はあるのですが、それでもどの施設も30人から50人ぐらいの待機者がおりま。市民の側からすると60床は必要と思いま。法的な規制、採算面からの抑制、看護師不足等の理由はあると思いまが、高齢化率がまだま進む当市にとって療養病棟ベッド数の維持確保は重要なことでありま。経営課題の一つになると思いまが、前向きな検討をお願いするところであり、療養病棟ベッド数の維持確保についてお伺いをいたしま。

次に、大綱2、新たな農業政策の取り組みについてお伺いをしま。本年は、全道的に季候が悪く、夏の低温、長雨などにより米については稲に実のつかない不稔が多く、また日照不足によるいもち病の発生による減収となり、全国の平均では作況指数98という平年作に近い作柄でありまが、北海道は89と著しく不良という結果になり、空知管内の被害見込額として米の66億円を初め、畑作を含めると合わせて115億円と言われておりま。JAたきかわにおいても集荷調整作業も終了し、昨年豊作年に比較して約6万俵少なく、当市の場合、個人差もありまけれども、平均2割の減収でありま。道の支援策として、低利資金の融資や制度資金の償還猶予などを初め新たな施策を含め検討し、年内実施を目指すとのことでありま。

さて、そうした中で本年は政権交代があり、新政权によって2010年度予算が始まり、概算要求に対し行政刷新会議による事業仕分けが厳しく精査され、今は予算の編成に向けて進められているところでありま。農業政策において、新政权によって戸別補償制度を中心とした米政策の転換や転作助成の水田利活用自給率向上対策の交付金と、これまでの産地確立交付金を初めとして従来の米政策との影響など中身の見えない不透明な部分も多く、農業者もこと

しの不作、冷害を受けとめながら、来年の営農設計に当たり戸惑いや不安も多いようであります。行政として、これまで国、道からの説明がどの程度進められているのか、また新たな政策はこれまで進められてきた政策と比較し、影響はどうか、現在予算の編成がおこなわれているので、確かな情報が少ないと思いますけれども、どの程度進められているのか内容についてお伺いをしたいと思います。

大綱3、有害鳥獣の駆除対策についてお伺いをいたします。この件につきましては、これまで何回か質問しておりますが、再度お伺いをします。毎年野生鳥獣による農業被害が増加しております。昨年までアライグマ、エゾシカによる被害が多く、アライグマ対策として農地・水・環境保全対策事業に昨年から取り入れ、駆除活動も行い、去年は31頭捕獲処分され、その効果があったのかことしは発生も少なく、したがって被害も少なかったとのことであります。反面エゾシカによる農作物の食害が急増し、市内全域に出没している状況であります。先日の新聞報道にもこれまでは北海道東部地区に多く生息していたが、西部地区にも急増しており、20年度は東部地区と並んで26万頭となり、全道で52万頭以上生息しており、21年度では東部を上回るであろうと推測されております。西部地区に位置する本市も過去3年間で100頭以上エゾシカが捕獲されており、生息の環境条件もよいのか確実にふえている状況であります。農家も自己対策として被害を最小限にとめるべく侵入防止ネットや電気さくを設置など防止策を講じているところもありますが、年々生息頭数がふえている現状では予防策とあわせて強力なる駆除対策が必要と考えます。アライグマのような小動物と違って、大型獣のエゾシカは猟友会の力をかりなければなりません。駆除に重点を置いた対策についてお伺いをいたします。

大綱4、駐車場の有効活用について、①、虹かけ橋下駐車場の開放について伺います。虹かけ橋下の駐車場が今使用禁止となっております。公民館の休止に伴い、また放置車両の火災事故により管理上責

任が持てないとのことで使用禁止となったようですが、あのような立派な駐車場が使用できないということは全くもったいない話であります。子供の教育や一般的な社会生活すべてにつながることで、事故が起きると再発防止ということで何事も中止や禁止で簡単に物事を済ませる風潮がありますが、掘り下げて物事を考えることなく、単なる責任逃れの部分もあるのも否めないと思われま。近間に葬儀場がありますが、葬儀のとき参列者の多いときは道路上の駐車も時々見受けられます。あの場所に葬儀場を開設したのもそばにある駐車場を見込んでのこととも思われます。一民間企業に貸すことも管理委託することもできないままに単に使用禁止となることで一番不便と不満を感じるのは利用者である市民ではないでしょうか。労働資料館も利用者が多いときは専用駐車場が手狭となっております。これから積雪期であります。屋根つきの駐車場だけに特に冬場の利用価値は大であります。バスターミナルがあったときは、高速ふらの号の利用者の一部には一日じゅう車をとめておいても安心できる場所でした。バス停が移動した今でも駐車が可能となれば利用される方も出てくると思います。近間には店もあり、お客のための駐車場も冬場には必要であります。あるのに使わないのももったいない話ですが、あるのに使えないのももっともったいない話ではないでしょうか。管理上の難しさは理解するとしても、開放することでの再考を願うところであります。最悪の場合は、利用者に対して市として駐車場において盗難事故や過失の責任は持てない旨の広報での告知や掲示板、張り紙による掲示や警告で済むのではないかと考えておりますが、いかがなことでしょう。

②、管理移管と市民サービスについて。公民館は休止なのか廃止なのか、私は廃止ととらまえております。廃止ということになりますと、あの駐車場は教育委員会の所管から離れるのではないのでしょうか。私は、管理移管の必要性を考えると、駐車場の構造や積雪期の管理などを考慮に入れると、各種道路を管理している建設課に移管するのが妥当かと思

っています。また、民間に委託することができないとしたときは、半官半民の高齢者事業団に管理委託することも一つの方法だと考えております。管理移管、管理委託をすることにより市民へのサービス確保が図られるのではないのでしょうか。ことしの職員採用試験にて複数の若者が内定したようですが、久しぶりの明るい話題であります。来年4月からは職員もふえ、戦力アップとして市民へのサービス向上が期待されますが、少しでも知恵を出し合って、利用できるものの価値を高めるのも市民サービスの維持向上につながることはないのでしょうか。また、管理上の責任を果たすことで汗を少しかくことで市民サービスの向上につながり、市民への信頼につながっていくのではないかと考えております。このままでは市民サービスの低下で終わってしまいます。財政の厳しい状況下で複数の新採用を決意した意味をかみしめるべきではないのでしょうか。もったいないことが起きないように、これからもお互いの知恵を絞るべきであります。管理移管と市民サービスについてのお伺いをしたいと思います。

1回目質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱1、市立赤平総合病院の今後の経営課題について、①、経営安定の方策についてお答えいたします。

改革プランの収支計画に比べ、内科及び診療病棟の入院患者数の低迷により大幅に収益が達していない状況にあり、外来においても診療単価、診療間隔等の問題により計画を下回っている状況であります。現在今年度末までに策定する経営健全化計画において改革プラン評価委員会の意見、外部監査結果を参考として、新たな不良債務を発生させない病院経営を図るべくさまざまな検証、精査を重ねながら検討してまいりたいと存じます。

②、赤字決算時の資金対策についてお答えいたします。改革プランの収支計画との差異が生じた場合には、さらなる費用の削減、一般会計からの繰り出しなどにより対策を講じることとなっております。

また、返済については、特例債の発行要件にて7年間の返済となっており、変更はできないこととなっております。したがって、前段でも述べましたとおり、新たな不良債務を発生させない病院経営を図っていくことが大前提でありますので、引き続き病院の健全経営に向け最大限の努力をしまいたいと存じます。

③、療養病棟ベッド数の維持確保についてお答えいたします。当市では、多くの医療行為を必要とする入院患者数が多く、そのほとんどが一般病床での入院治療を行うこととなります。そのため他市から紹介患者を受け入れる場合も多くが一般病床での治療となり、診療病棟の病床稼働率がなかなか向上しないとともに、一般病床には入院期間が長くなる患者が多くなってきております。しかし、高齢者の多い当市の地域性を考慮しますと療養病床の維持も必要であり、今後もでき得る限り現状の60床を維持していかなければならないと考えております。今後一般病床と療養病床との患者受け入れについて連携をより効率よく進め、さらには一部介護保険サービスの適用も考慮しながら維持を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、新たな農業政策の取り組みについて答弁させていただきます。

ことしは、7月の低温多雨、日照不足と悪天候が重なり、当市の主力である水稲も広範囲で不稔やいもち病が発生し、JAたきかわ管内でも約2割の減収であり、管内の作況指数も昨年の107に比べ91と減少になっているところであります。また、当市の被害額としても約2,900万円の被害に及んでいるところであり、小麦は約300万円、ソバにつきましては被害の算出はしていないものの平年の4割程度しか収穫できない状況であります。

さて、新政権による農業政策が始まりました。新たな政策として、米戸別所得補償事業及び水田利活

用自給力向上事業の2本の柱が示されているところであります。平成22年度からは、モデル事業として米戸別所得補償事業に取り組みられるところですが、生産に要する費用と販売価格の差額を交付し、米の生産数量目標に即した販売農家に対して所得補償を直接支払いにより実施され、最大の特徴として米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する事業であります。また、新たな転作助成事業として産地確立交付金から水田利活用自給率向上事業へ変更され、水田を有効活用して麦、大豆、米粉、飼料用米等の生産を行う販売農家に対しては主食用米並みの所得を確保し、直接支払いにより交付することとされ、生産調整に参加していない農業者でも交付される事業であります。先日国、道による事業の説明会にも出席してまいりましたが、新聞等で報じられている程度の説明で、制度の詳細や執行方法の情報提供がされていない状況であり、来年の営農計画を立てる時期が迫る中で早急に全体のスケジュールや支援内容を示すことが求められ、交付金の固定金額、補償対象となる米価水準の販売価格、転作物の見直し単価などによる手取りの低下、担い手の営農意欲の減退、転作率の高い農家ほど大きな影響を受けると懸念されているところであります。当市の転作率も約4割行っており、規模拡大などの作付品種の基準単価によっては減収につながるおそれがあり、農業経営にも大きな影響が考えられます。また、先月には行政刷新会議が始まり、当市の主要事業であります中山間直接支払い事業、農地・水・環境保全向上対策の仕分けが行われましたが、結果としては一部の事業費、事務費の縮減との結論となり、現時点では平成22年度事業への影響はないと考えております。

以上の状況の中、当市といたしましても農政事業などの運営に当たり国、道の動向に注視し、情報収集を図り、農業の安定した持続的な生産活動や農業者の所得補償と経営の安定を図るため、JAたきかわと連携し、国や道に要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、大綱3、有害鳥獣の駆除対策について答弁させていただきます。近年有害鳥獣による農業被害が増加の一途をたどっている現状にあり、アライグマによる作物被害やシカによる稲の食害等が多発しているところであります。平成15年度よりアライグマの捕獲が始まり、平成19年から行っている農地・水・環境保全対策事業の取り組みによって今現在までに109頭が捕獲され、許可を受けた従事者69名によって捕獲されているところであります。シカにつきましては、地元猟友会による個体数調整捕獲を行っており、平成19年度は45頭、平成20年度は42頭、平成21年度は現在までで25頭捕獲しているところであります。しかしながら、春先に植えた水稻の稲の食害が年々ふえてきており、農業者みずから電気さくや木さくを設置し、自己防衛を行っているが、一向に減ることもなく苦慮しているところでございます。当市といたしましても通報により現地確認を行い、地元猟友会に捕獲の要請をしているが、自然動物であって捕獲頭数の制限や日の出、日の入り等の条件があることから大きな減少に至っておらず、地元猟友会も苦慮しています。新聞報道でも東部地区と匹敵する26万頭の生息数に及び、全道の農林被害も10年ぶりに40億を超えると報道されております。エゾシカの個体調整捕獲の取り組み強化として、雌の捕獲数を大幅にふやすことが重要課題と道からも通達がなされております。最近では当市の山林、水田沿線におきましてもシカの群れが目撃される機会が多いことから、確実に生息数がふえていると考えられます。

こうした中、国では平成20年2月より野生鳥獣による農産物被害の軽減を目的とする鳥獣害防止総合対策事業が実施され、捕獲頭数や被害防止策の支援の措置が講じられました。しかしながら、支援を受けるためのハードルが高く、また行政刷新会議における事業仕分けにより見直しがあり、自治体の判断との結果となったところです。この管内では2市が協議会を設けておりますが、当市といたしましてもこうした事業も視野に入れ、農業者の自己防衛の負

担軽減、地元猟友会によるパトロールの強化など、農業者や地元猟友会の意見や農業被害、鳥獣生息状況等を精査し、国の動向や事業の内容を踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、今後も当市といたしましても農協、農業者、地元猟友会と連携を図り、有害鳥獣の捕獲対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱4、駐車場の有効活用について、①、虹かけ橋下駐車場の開放について、②、管理移管と市民サービスについて、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

虹かけ橋下の駐車場については、中央通り改良事業に伴って公民館等の駐車場が一部道路用地にかかることにより駐車台数が少なくなることから、当時の道路管理者であります北海道と協議の上、代替措置的な意味合いもあり、道路占用許可を受けて平成6年に整備され、公民館で管理しておりましたが、公民館が平成19年3月に休館したことに伴い、その管理もそのまま教育委員会が引き続き受け持つに至っております。公民館等の駐車場として許可を受けて管理しておりましたが、現在では公民館が休館しているため使用の目的の多くは既になくなっているのが現状であります。休館後もしばらく駐車場用地を開放していたところですが、数年前から放置車両と思われる車が目につき、その数が次第にふえるに至りました。教育委員会としましては、そのような車両について張り紙等で移動のお願いをしていたところですが、ことしに入って放置車両の数が6台にもなり、5月31日にはそのうちの1台が放火されるという事件が発生してしまいました。そのため赤歌警察署とも相談し、また近隣町内会の了解のもとに6月末に駐車禁止の措置を行い、その上で放置車両の持ち主の特定とその移動について全力を挙げ、何とか全車両の撤去にこぎつけることができましたものです。

この駐車場は、主に公民館利用者の駐車場として借り受けた場所であり、公民館が休館した現在において従前同様に開放することは放置車両を助長することにもなり、さらに今回同様の犯罪を誘発することにもつながりかねませんので、駐車禁止措置を続けざるを得ないと考えてございました。しかしながら、駐車場の休止をしてからこれまで公民館利用以外での目的で利用されてきた方々から不便との声があることと現にある駐車スペースを有効に活用すべきとのご指摘でございますので、市教委所管としてだけの考え方ではなく、市の施設として広く市民の方々への利用を検討しなければならないものとも考えております。また、同時に公民館が休館している現状から当初許可を得た状況と異なることとなり、このまま駐車場として使用する場合は当市としての駐車場の必要性や管理のあり方等を整理して、現在の道路管理者であります北海道開発局と用途変更等も含めた手続が必要になると思われましても、市としてどのような管理方法があるのか、放置車両の監視や不法使用防止対策なども含めて市全体の問題として利用の方向性について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君）〔登壇〕再質問でありますけれども、市立病院の経営安定の方策について1点質問したいと思います。

外部監査の結果については、22年度以降長期的展望に立ったの取り組みであり、21年度もあと残された期間4カ月足らずになりました。この4カ月の間新たな不良債務を発生させない病院経営するためには、自助努力等も改善できるものでどういふものがあるのか具体的に示していただきたいなと思っております。

それからあと、質問ではありませんけれども、新たな農業政策の取り組みでは、事業仕分けが厳しく査定されていく中で当市も取り入れてきた中山間直

接支払い事業は要求どおりとなりました。農地・水・環境保全向上対策事業は、一部縮減となったところがあります。新たな事業である戸別補償制度、水田利活用自給力向上事業とともに当市の重要農業政策のかなめとして進めてほしいものであります。そのためにも国、道からのスケジュールや内容が早く示され、来年に備えての体制づくりが急がれるよう願うものであります。

次に、有害鳥獣対策でありますエゾシカの駆除対策でありますけれども、道の調査によりますと生育しやすい、繁殖しやすい環境に恵まれており、1年に15から20%の割合で異常にふえているとのことであります。恐らく当市市内において100頭規模で生育しているのではないのでしょうか。広域的、総合的な対策が急がれると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、駐車場の有効活用であります。道路管理者である開発局と用途変更手続があるそうであります。市民の要望も強く、ぜひ利用できるよう取り計らっていただきたいものであります。なお、私の会派だけでなく、他会派議員も含めこの駐車場利用の要望が強くあったことも加えさせていただきます。

以上です。1点だけお願ひします。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 21年度残された4カ月間足らずで病院が独自に自助努力する部分としてお答えさせていただきます。

この半年間の経営状況、診療体制を見るに当たり昨年実績よりも若干収益の向上が見られますが、改革プランの計画には届いておらず、その要因は各所に見受けられます。このような状況の中、業務委託会社による医事業務の精度調査を現在実施しているところであり、その報告を受け、早急に算定方法の見直しなど細部にわたる収益の確保、また薬価価格等通常経費の徹底的な見直しと削減にも努めてまいりたいという考え方でおりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 谷田部芳征君。

○3番（谷田部芳征君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、新政権の政治姿勢と地方への影響について、2、新型及び季節性インフルエンザの取り組みについて、3、高齢社会の対応について、4、赤平市表彰について、5、選挙の投開票について、議席番号1番、五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、市民の方々よりいただいた声なども含めて質問させていただきますので、どうぞ実りあるお答えをよろしくお願ひいたします。

初めに、通告の件名3なのですが、高齢社会の対応についてで①のちょっと表現が間違っていましたので、緊急医療情報キットという表現していただきますので、変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質問に入りたいと思っております。まず、件名1の新政権の政治姿勢と地方への影響について伺います。新政権の当面の課題は、未曾有の経済危機をどう乗り越えるのかであると思っております。まさに昨年秋からのさまざまな経済対策に支えられて景気が持ち直しつつありましたが、ここにきて円高、デフレ不況などで景気の二番底の懸念が危惧されております。新政権の判断が国内景気に与える影響は大きいものがあると思っております。今年度の第1次補正予算も政権交代により臨時国会の開会前に何の議論もなく結論ありきのように凍結、中止、廃止などございました。さらに、当市の公共投資臨時交付金や経済対策臨時交付金など、ほかにもあるかと思っておりますが、

現在どのような状況にあるのでしょうか。まず初めに伺っておきたいと思います。

これらの施策は、雪が降る前に早目の事業発注をとの思いで行政も議会も対応したのではなかったでしょうか。そこで、現下の厳しい社会経済情勢の中で①の当市の雇用、企業の現状把握と認識について伺っておきたいと思います。

ようやくここにきて国の平成21年度第2次補正予算も約7兆2,000億円規模が示されている中に地方分も盛り込まれているようでございます。このような背景から当市の財政状況などを踏まえ、②であります当市の平成21年度決算見込みと財政見通しとその影響について伺いたいと思います。

さらに、政府発表によりますと来年度の一般会計概算要求は約97兆8,000億円規模になっており、予算規模では過去最大であるようでございます。国の税収も減収となることが否めない状況の中、こうした予算の取り組みに対し市長はまずどのように受けとめておられるか伺いたいと思います。さらに、国の暫定税率廃止や一括交付金制度の創設、さらには地方交付税の基準見直しなど、今後の当市財政運営に大きな影響が懸念されますが、どのように対処されるのかあわせて市長に伺っておきたいと思います。

増額規模が最も大きいのは、厚生労働省の28兆8,894億円でございますが、子ども手当の創設や社会保障費の自然増で約1兆円と言われております。その次大きかったのが総務省で18兆5,934億円、そのうち17兆4,337億円は地方交付税と地方特例交付金への財源に繰り入れのようでございます。報道によりますと、地方交付税額は対前年度比で1兆1,082億円の増と現状の経済危機の中では地方にとって税収の見込みも減収になるのではないかと危惧されておりますので、そこでお伺いしたいこととして③の当市の来年度予算編成の見通しとその影響についても伺っておきたいと思います。

次、④の現行の児童手当と今後の子ども手当について伺いたいと思います。私は、現行の児童手当については、これまで私ども公明党として取り組み、

進めてまいりましたので、新政権で進化して子ども手当として拡充されることは大変に喜ばしいことと思っております。しかし、現状を見ましたら財源があいまいなので、将来的に持続可能なかどうか大変危惧しているところでもございます。新政権の目指す子ども手当の財源確保は所得税の配偶者控除の廃止や扶養控除の廃止ですが、その該当者は9月議会において当市では一般のみの控除廃止で2,925人が対象とお答えいただきました。それが現在では住民税にも影響し、控除も廃止にすると政府税制調査会で合意されたと報道されました。そこで、当市の該当者はこの住民税で何人ぐらいが控除廃止の対象になっていくのか伺いたいと思います。また、市民の皆さんの関心も高いですので、この点よろしくお答えお願いいたします。

配偶者控除、扶養控除廃止で所得税、住民税などの税額は増税になる方もいると思いますので、具体例のモデルケースで伺いますが、まず1点目、世帯主、妻、子供2人、中学生、小学生のいる4人家族で年収300万円のケースと500万円の同じ条件のケースで、また大学生を扶養していて、世帯主の所得が700万円と妻が100万円未満の世帯ではどのようになっていくのか。また、世帯主が妻と両親を扶養している場合についてもそれぞれ現行と改定された場合の税額について、家族構成によってはさまざまなケースがあると思いますが、このケース、4パターンですか、についてそれぞれ伺いたいと思います。

さらに、非課税世帯が課税世帯になるケースも出てくるのではないのでしょうか。そうしましたら、各種減免制度を受けられていた方々、あるいは所得が上がることにより保育料などにも影響すると思います。そこで、モデルケースとして、この保育料のことなのですが、父親の年収が300万円で、母親が100万円未満のパートの共働きで、小学生1人、保育所に1人の4人家族ではどうでしょうか。また、父親の年収500万円のケースでは同じ条件として保育料などはどのようになっていくのでしょうか。伺っておきたいと思います。さらに、所得が上がる分市民

税にも影響しますし、国民健康保険税や公営住宅の家賃、教育所管の幼稚園の就園奨励費の控除額などにも影響が出てくるのではないかと思いますので、この点についてそれぞれ伺っておきたいと思っております。

また、現行の児童手当の負担区分は、国、都道府県、市町村、事業主となっていますが、現在の当市の該当者数は直近では760人と伺っております。支給総額は当初予算で6,736万円、当市の負担分は1,918万円でございます。子ども手当の財源確保で新聞報道にもありますように財務省主導で制度化された場合、児童手当並みの地方負担を求めてくる可能性は高いと思っておりますが、そこで当市の負担分はどのぐらいになっていくのでしょうか。子ども手当の額面が大きい分だけ大変な金額になるのではないかと思います、伺っておきたいと思っております。

次、件名の2、新型及び季節性インフルエンザの取り組みについて伺います。新型インフルエンザの流行がメキシコで確認されてから約半年が過ぎ、全国の推計患者数が約83万人と報告されるなど、10月に入り急速に感染が拡大いたしました。当市におきましても、10月から11月にかけて多くの幼児、児童の感染で保育所、幼稚園、小中学校の学級閉鎖や休校などが余儀なくされましたが、いよいよ冬本番を迎え、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要になると思っております。毎週のインフルエンザ患者の定点医療機関報告から積算した11月23日から29日の1週間で1施設当たり39.63だったという発表しております。前の週の38.89から微増していて、推計患者数は前の週より16万人増の189万人で、今シーズンでは最も多い患者数だったようでございます。検出されたウイルスは、大半が新型だったようでございます。また、これまでは5歳から14歳が6割以上を占めていたようですが、小中学生の流行が頭打ちになり、前後の世代に移った可能性があると思っております。その中で、北海道は前の週から減少しているようですが、厚生省も流行が早かった北海道はピークを過ぎたと見ておりますが、北海道はこれからが冬本番ですので、油断はできません。

そこで、①の当市における新型インフルエンザ発症の推移と現状について伺いたいと思っております。

また、季節性インフルエンザは毎年1月から2月ごろにピークを迎えますが、予防のためのワクチンは新型インフルエンザのワクチンの製造でおくれている、どちらも不足している状況にあります、②の新型インフルエンザと季節性インフルエンザのワクチンの接種にかかわる当市の実態と今後の見通しについてあわせて伺いたいと思っております。

次、件名3の高齢社会の対応について伺いたいと思っております。①の救急医療情報キットの配布について伺いたいと思っております。高齢者人口は、国全体では2025年には約3,500万人に達し、高齢化率が約30%にも上がると予想されております。しかし、当市は既に直近で約37.5%ぐらいの人口になっておりますことから、年々増加が著しい状況にあります。今各地域で広がっている救急医療情報キットについてですが、昨年港区で開始され、大変好評のようでございます。取り組んでいるところでは、対象は高齢者、障害者、そして健康に不安のある人なら希望すれば無料にて配布していただけるように取り組んでいるところもありますが、私この見本をちょっと取り寄せて見ました。このような筒の状態になっておりまして、ビニール製です。この中に家族や、またご本人の情報が記されております。また、一番下のところには同意欄というところがありまして、容器の中に入っている救急情報を救急隊と搬送先の医療機関が救急医療に活用することに同意いたしますというのを入れてあります。使っている方の高齢者やいろんな方に話を伺う機会がありましたので、聞いてみましたら、一回一回これを書けないまでも病院の処方せんなんかをこの中に丸めて次から次に入れていくというお話も伺いました。私は、とてもこれはいい方法ではないかなと思っております。また、これが冷蔵庫の中に保管しておりますよということを救急隊の方が訪れたときに玄関の内側のほうに同じ絵柄のシールをぺたっと、玄関の内側です、外側でなく、内側にぺたっと張っておくそうです。それを見て、ここのうちの情

報は冷蔵庫にあるなということがわかるようでございます。これを皆の共通認識としてきちんと連絡徹底されているようでございます。この中には個人の医療情報や、また緊急連絡先、そして介護情報、避難支援カルテなども入れて置いているようです。救急隊員が駆けつけたときに今おっしゃったように冷蔵庫をあければキットがあり、情報を知ることができ、より迅速に搬送ができ、災害ときも有効だそうでございます。情報が冷蔵庫に入っているお知らせに玄関の裏側に、冷蔵庫にステッカーを張っておくことで救急隊員がおわかりになっているそうでございます。ここは冷蔵庫にも磁石のついた同じ柄のものをこのように張っているようでございます、私は玄関の裏側だけでも十分かなと思いますけれども。そういうことで安心、安全は、市長、冷蔵庫からではないかと思えますけれども、ある地域では命のカプセルとして取り組んでいるところもあるそうでございます。当市も独居高齢者見守り協議会で緊急連絡カードとしてこのように発行もされておりますけれども、情報がわかる取り組みはこのようにされております。ですが、見えるところに張るようになっておりますことから、今の時代背景では無用心のような気もいたします。ぜひ当市もこのキットを取り入れてはいかがでしょうか、お考えを伺いたしたいと思います。

また、今申し上げました独居高齢者見守り協議会の現状の活動と、さらに課題などありましたら一緒に伺っておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の②の食生活改善推進員の拡充についてでございますけれども、簡潔に伺いたしたいと思います。当市の食改さんは、現在会員総数10人ぐらいで、年間行事の活動として児童館でおやつ講習会5カ所、また地区伝達講習会5カ所、そしてヘルスサポーター事業、親子料理教室、男性の料理教室、グループ事業の活動、21年度の参加人数は総数で約700人ぐらいになっているようでございます。そのほかに研修会、交流会などがあります。現状の会員数では少ないの

ではないかと思われますが、高齢社会の健康づくりや、また市民の健康、食育などに対応していくためにも会員拡充の取り組みは必要ではないかと思えますが、この点のお考えをお伺いいたします。

次、件名の4、赤平市表彰について伺います。①、勤続表彰の記念品についてですが、毎年11月の文化の日に合わせて当市の表彰式が行われております。功勞、功績、善行、勤続15年、30年とございます。本年の表彰者の方からは、それは厳かですばらしい表彰式をしていただいたと大変喜びの声を聞かせていただきました。その中で勤続表彰の方々は、各種委員も重ねている方は表彰状の額をつけていただいていることについて今回一つの意見として聞かせていただきましたが、何回か表彰状をいただく機会に恵まれ、額が何枚にもなり、年齢を考えると今後子供たちの代では邪魔な存在になっていくのではないかと、またいただいた表彰状は額に入れて全部は飾れないので、できることなら菓子折り一つでもいただけるほうが家族みんなで赤平市から祝っていただいた喜びを分かち合うことができるので、いいのですがというご意見がございました。こうした貴重なご意見も一つの考えとして参考になるのではないのでしょうか。お考えを伺いたしたいと思います。

次、件名5、選挙の投開票について伺います。①の期日前投票にかかわる宣誓書についてお伺いいたしますが、本年8月30日に第45回衆議院議員総選挙の投開票が行われました。期日前投票も市民の皆さんには広く浸透されたようで、多くの皆さんが利用されるようになりました。高齢者の行かれた方からは、事前の申請に宣誓書を書くのは緊張して自分の生年月日すらわからなくなるので、家で書いて持っていくことはできないのだろうかというご意見をいただきました。今後希望する方がいましたら、宣誓書を自宅に送っていただいて、書いて用紙を持って期日前投票に行けるようにできないもののでしょうか。この点についてお考えを伺いたしたいと思います。

また、次の②、開票作業についてお伺いいたします。私は、ここ何回か開票立会人で会場に行かせて

いただき、感じたことなのですが、作業に当たっている方々は全員当市職員でございます。時間的にも早くから夜中零時回っても帰れなく、そして翌日は仕事となるわけですが、もし法的にさわらないのであれば、投票事務に一般市民の臨時採用もされている部分もありますので、開票事務についても市民の方々にもできる作業も多くあるように思います。また一方、こうした取り組みについては今後の選挙投票に対し市民の皆さんの関心と意識もさらに高まっていくことにつながっていくのではないかと思います。この点のお考えについても伺っておきたいと思っております。

以上、1回目終わります。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、新政権の政治姿勢と地方への影響について、①、当市の雇用、企業の現状把握と認識についてお答えいたします。

国内経済も一部であります。特に環境対応車や薄型テレビの販売は持ち直しており、9月の道内の完全失業率は5.4%、また9月の滝川管内の有効求人倍率も0.36%と前年比の数値より確かに上回っておりますが、昨年と比較するとまだまだ回復傾向には至っておらず、円高ドル安の影響から異常なデフレ現象が続いており、先行き不透明な経済情勢であると認識しております。

さて、当市の雇用、企業の現状についてですが、全国的に販売価格の低下、競争激化による低価格受注などによる売上げの減少に伴い、特に市内製造業におきましても例外ではなく、生産調整や雇用調整を余儀なくされている現状にありますことから、雇用調整助成金などを活用し、雇用確保に努めている現状にあります。さらに、今後は要件緩和などの枠を拡充することとしておりますことから、当市としましてもしっかりと状況を把握し、対応に努めなければならないと考えております。

このように厳しい情勢ではありますが、今年度において新たな事業展開を図るための工場等の新設、また新エネルギー設備の導入等をされた企業や売り

上げを伸ばし、雇用拡大に積極的に取り組む企業もあり、今後の地域経済に与える相乗効果を期待するところでもあります。また、緊急雇用創出臨時特例交付金では、厳しい雇用情勢をかんがみ、公園の草刈りや軽作業など雇用創出に努めたところでもあります。

さて、商業におきましては、地域活性化・経済危機対策事業交付金を活用し、商工会議所に支援しましたスーパープレミアム商品券発行助成事業におきましては、12月6日に市内3カ所で販売したところ1時間程度で完売したことから、今後における市内消費の活性化を期待しているところでもあります。さらに、緊急保証制度の貸し付けにかかり、昨年10月開始以来ことしの11月までで合計64件認定したところであり、特に年末を迎えるに当たり認定件数もふえている現状にありますことから、今後とも迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、全市的には厳しい経済雇用情勢が続くと思われまことから、今後におきましては12月8日に政府が発表した経済対策の動向に注視しつつ、国、道の政策はもとより当市の既存施策について情報の発信に努めるとともに、商工会議所や産企協など関係機関と連携を図りながら市内企業などの状況把握により一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 引き続き、私のほうから②、平成21年度決算見込みと財政見通しの影響についてお答えさせていただきます。

国は、現下の厳しい経済情勢に対応するため、平成20年度の第1次、第2次補正予算の成立に続き、平成21年度においても切れ目ない追加対策を講じる必要があるとして第1次補正予算を成立し、直接的な地方支援策として地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を創設するとともに、経済危機対策の趣旨にかんがみ、事業の速やかな対応とその円滑な実施について総務省

からも協力要請があったところでもあります。当市といたしましても国の政策と歩調を合わせ、地域における公共事業等の追加を速やかに実施に移すため、経済危機対策臨時交付金につきましては6月定例会において、公共投資臨時交付金事業につきましては7月臨時会で補正予算をご提案し、可決をいただいたところでもあります。その後、9月には民主党を中心とした連立政権がスタートいたしまして、第1次補正予算については一部執行停止を行うなどして第2次補正予算、または平成22年度予算に反映することとなりましたが、当市におきましては経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金について学校情報通信技術環境整備事業を初め一部事業につきましては懸念いたしていたところではありますが、交付決定等のスケジュールは今も未定ではあるものの既に示された交付限度額が変更されることはないものと考えております。しかし、子育て応援特別手当につきましては、新政権によって国からの補助金が執行停止となり、当市の財政状況から単独施策として実施することは困難であると判断し、本議会の中で補正予算の減額についてご提案をさせていただいているところでもあります。

また、過日7.2兆円規模の第2次補正予算案が閣議決定されたところではありますが、地方への直接的な支援策としては、1点目として地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援として5,000億円が計上されております。危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化などが示されているものの、当市における該当事業の有無については、詳細が示されておりませんので、現時点では不明であります。2点目といたしまして、今年度の国税収入減少に伴う交付税減少額の補てん等として3兆円を国が肩がわりするもので、このことによって次年度以降の減額調整がなくなったと思われるので、本年度の決算には影響がないものと判断いたしております。このほか今年度の地方税等の減収については、減収補てん債等で適切な措置を講じるとされております。

以上のとおり国は景気回復を確かなものとするため、鳩山政権の初めての経済対策として12月8日付でありますの安心と成長のための緊急経済対策を閣議決定したところではありますが、地方のインフラ整備等で不明な点もあることから、今後も情報収集に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当市の本年度の一般会計決算の見通しであります。財政調整基金積立金として現在約8億円を計上しておりますし、予備費につきましても今後地域活性化・公共投資臨時交付金が交付決定されればその予算が振りかえされるため、最終的に1億円以上は計上できると見込んでおります。また、平成20年度決算で累積赤字等が発生していた国保会計と水道事業会計については、本年度内に累積赤字と不良債務を全額解消する予定であります。病院事業会計につきましては本年4月からこれまでの実績で推移いたしますと公立病院改革プランに基づく不良債務の解消が困難な見通しとなっており、一般会計からの追加繰り出しで対処せざるを得ない状況となっております。このため、先ほど申し上げた一般会計の財政調整基金あるいは予備費を財源として病院事業会計へ繰り出しをしなければなりません。

なお、本年度決算見込みによります新たな財政健全化法に基づく実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の財政4指標につきましても、いずれも健全化段階を維持できるものと見込んでおります。

次に、③、平成22年度予算編成の見通しと影響についてお答えさせていただきます。国は、平成22年度の予算編成に当たり、前政権が決定した概算要求基準を廃止するとともに、民主党が掲げたマニフェストに従って新規施策を実現するためすべての予算を組み替えて、新たな財源を生み出すとの方針を示し、それを踏まえた上で一般会計の概算要求額が95兆円に上ると公表したところでもあります。一方、国の第2次補正予算では、本年度の税収が当初予算の46.1兆円と比べ過去最大となる9.2兆円の大幅な減

少となり、これに伴って公債発行額が53.5兆円に膨らみ、63年ぶりに税収を上回るという極めて深刻な状況にあり、地方自治体にとりましても数年後の地方交付税等に影響を与えるのではないかと大変憂慮するところであります。

また、ガソリン税などの暫定税率廃止につきましては、現在政府内で調整が続けられているようですが、暫定税率廃止による代替財源として環境税の導入も検討されていることでありまして、さらには一括交付金につきましても本年度に期限切れとなる過疎法の延長期間との兼ね合いが焦点となっているようでありますので、現時点においては暫定税率の廃止と一括交付金制度の影響につきましては不透明な状況にありますことをご理解願います。

また、地方交付税につきましては、10月に総務省の概算要求の概要が示されたところでありますが、その内容を見ますとマニフェストに基づき交付税率の引き上げを要求するとともに、地方交付税総額を1兆円以上増額することが示されております。平成22年度地方財政収支の仮試算では、本年度に創設された地域雇用創出推進費の5,000億円が引き続き計上されてはいるものの、その後に行われた事業仕分けでは地方債の元利償還金に対する交付税算入など政策誘導を行うべきではないといった意見が付され、抜本的な制度見直しを行う必要があるといった結論が出されていることから、今後どのような影響が出るのかその動向に注視してまいらなければなりません。

いずれにいたしましても、国は年内に予算編成を行うとしておりますが、通常より1カ月半以上おこなわれている状況もございますし、本当にスケジュール的に間に合うのか危惧されるところではありますが、当市といたしましては常に情報を確認しながら、予算編成作業に当たってまいらなければなりません。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） ただいま企画財政課長よりお答えをさせていただきましたが、国の予算の取り

組み、さらに当市としての対処方法について市長の見解ということでございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

率直に申し上げまして、正確な情報が伝わってこないというのが実情でありまして、まさに今新政権による議論のさなかであり、もちろん決定事項ではありませんことから、正式な通知は一切入ってこないという段階でございます。そこで、私どもとしては、報道等で知る限りの情報によりますと税収不足を国債発行によって補てんせざるを得ないという私どもにとりましてはやはり将来の不安がございます。また、マニフェストの目玉と言えます子ども手当に地方負担を求めるかもしれないという話がございますが、こうしたことが住民、さらに地方にとって何がプラスで何がマイナスになるのか、正直申し上げまして私どもとしては不透明な中ではなかなかこの全体像が読み切れないというのが現段階でございます。

こうした中、政策決定がされる前段の段階で事業仕分けを初めその方向性や取り進められようとする内容に疑問を感じる点につきましては、私といたしましても過日も市長会から意見を提出をさせていただきましたし、また国会議員にお会いする際、また政党との懇談もございましたが、与党とのです、そういう中でも意見あるいは要望を申し述べさせていただいてきたところでございますし、こうした動きをやはり今後も地方の声として継続をしていかなければならないというふうに私感じております。また、前定例会でも申し上げましたが、新政権についてはやはり地域の声をしっかりと受けとめ、その声がしっかりと反映するように大いにひとつ努力していただきたいというふうに私は期待したいと思っております。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（伊藤嘉悦君） 大綱1、新政権の政治姿勢と地方への影響について、④、現行の児童手当と子ども手当についてお答えいたします。

まず初めに、扶養控除が廃止された場合の保育料への影響についてですが、保育料は第1階層から第8階層まで区分されております。第1階層は、生活保護法による被保護世帯、第2階層は市民税非課税世帯、第3階層は市民税均等割のみ課税の世帯、第4階層は市民税の所得割の額のある世帯、第5階層以上は所得税の課税世帯であり、所得税の額により4階層10区分に分かれております。所得税の扶養控除が廃止された場合は第5階層以上で、住民税の扶養控除も廃止された場合は第3階層以上の場合に保育料の影響があると予想されます。モデルケースの場合ですが、年収300万円で小学生1人、保育園児1人の4人家族の場合、第4階層と仮定して扶養控除が廃止されますと所得税の課税世帯となり、第5階層になりますので、3歳児では最大で月額1万5000円の増額、年収500万円で同様の場合は第5階層ですので、最大で月額5,000円の増額になると想定されます。

また、扶養控除廃止によるそのほかへの影響ですが、国民健康保険税については控除前の所得額により税の算定を行いますので、影響はないものと思われれます。公営住宅の家賃も原則控除前の所得額で算定されますが、税の扶養控除に準じた特別控除がありますので、税の控除に準じて廃止になれば住宅料に影響が出てまいります。幼稚園の就園奨励費につきましては、住民税の課税、非課税で判定いたしますので、住民税の扶養控除が廃止になれば影響が出てくるものと思われれます。

次に、児童手当と子ども手当についてお答えします。現行の児童手当は、小学生までの児童を養育している方に支給されており、3歳までは月額1万円、3歳の誕生月の翌月からは第1子及び第2子は5,000円、第3子以降は1万円が支給されております。また、所得制限が設けられており、所得が一定額以上の場合には支給されてございません。費用の負担割合についてですが、一部を除いて国、道、市が3分の1ずつ負担しており、市の負担分については交付税措置がされております。議員ご指摘のとおり、直

近の支給対象児童数は760名であり、21年度予算では支給額は6,736万円、市の負担額は1,918万円となっております。子ども手当につきましては、まだはつきりとしないうちにもありますが、中学生までの児童を扶養する方に児童1人当たり一律1カ月2万6,000円を支給するものであり、所得制限は設けないと聞いております。今現在の対象児童数は1,206名ですので、仮にこれらの方に支給されるとなると支給総額は3億7,627万2,000円となります。費用の負担割合はまだ示されておられません。全額国庫負担であれば市の負担はゼロですが、児童手当同様に市町村が負担すると仮定しますと原則3分の1を負担しますので、1億2,542万4,000円となり、児童手当に比べますと1億624万4,000円の負担増になると予想されます。しかしながら、所得制限や地方負担など決定していないことも多々あることから、今後とも国、道の動向を注視しながら情報の収集に努め、事業を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 吉村税務課長。

○税務課長（吉村春義君） 引き続きまして、大綱1、新政権の政治姿勢と地方への影響について、④、現行の児童手当と子ども手当について関連がありますので、お答えをさせていただきます。

子ども手当に関連した税負担の内容については、まだ国や道からの情報がないためわからない状況ですが、新聞報道などによりますと政府税制調査会が当初予定していた12月11日の2010年度税制改正大綱取りまとめを12月15日以降に先送りすることを確認したようであります。現段階では一般の扶養控除、ここでは16歳未満と23歳から69歳については所得税の扶養控除に加え住民税の扶養控除も廃止することで合意したようであります。一方、特定扶養控除、ここでは16歳から22歳は平成22年度も維持することを確認、配偶者控除の廃止については先送りされる公算が強くなっているようであります。所得税の扶養控除は2011年1月から、住民税の扶養控除は2012年6月から廃止する方針であります。廃止に伴い負

担増となる世帯の救済策として、政府税制調査会執行部は障害者や要介護認定を受けている人などを対象にした新たな控除制度の創設を提案したようであり、また、現在非課税の世帯は引き続き非課税とするなど低所得者向けの軽減措置も示したようであり、いずれも正式決定とされたものではありませんことから、これらの動向等に今後も注視してまいりたいと考えております。住民税の配偶者控除及び扶養控除も廃止された場合の当市の該当者は3,047人となっております。

そこで、給与収入と家族構成によって税額はどのようになるのかとのことでありますが、例えばモデルケース1として、夫の給与収入が300万円、妻が専業主婦、子供が2人、中学生、小学生の場合を見ると、まず配偶者控除38万円と子供2人分の扶養控除76万円が廃止され、合計114万円が実質的な所得増となり、所得税が2万円から7万7,000円に5万7,000円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円と子供2人分の扶養控除66万円が廃止され、合計99万円が実質的な所得増となり、5万4,000円から16万500円に10万6,500円の負担増となります。

次に、モデルケース2として、夫の給与収入が500万円、妻が専業主婦、子供が2人、中学生、小学生の場合を見ると、まず配偶者控除38万円と子供2人分の扶養控除76万円が廃止され、合計114万円が実質的な所得増となり、所得税が9万7,000円から21万500円に11万3,500円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円と子供2人分の扶養控除66万円が廃止され、合計99万円が実質的な所得増となり、21万5,000円から31万4,500円に9万9,500円の負担増となります。

次に、モデルケース3として、夫の給与収入が700万円、妻が100万円未満のパート収入、子供が1人、大学生の場合を見ると、まず配偶者控除38万円が廃止されて実質的な所得増となり、所得税が31万4,500円から39万500円に7万6,000円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円が廃止さ

れて実質的な所得増となり、40万500円から43万3,500円に3万3,000円の負担増となります。

次に、モデルケース4として、夫の給与収入が300万円、専業主婦の妻と両親69歳以下を扶養している場合を見ると、まず配偶者控除38万円と両親2人分の扶養控除76万円が廃止され、合計114万円が実質的な所得増となり、所得税が2万円から7万7,000円に5万7,000円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円と両親2人分の扶養控除66万円が廃止され、合計99万円が実質的な所得増となり、5万4,000円から16万500円に10万6,500円の負担増となります。

次に、モデルケース5として、夫の給与収入が500万円、専業主婦の妻と両親69歳以下を扶養している場合を見ると、まず配偶者控除38万円と両親2人分の扶養控除76万円が廃止され、合計114万円が実質的な所得増となり、所得税が9万7,000円から21万500円に11万3,500円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円と両親2人分の扶養控除66万円が廃止され、合計99万円が実質的な所得増となり、21万5,000円から31万4,500円に9万9,500円の負担増となります。

最後に、モデルケース6として、夫の給与収入が700万円、専業主婦の妻と両親69歳以下を扶養している場合を見ると、まず配偶者控除38万円と両親2人分の扶養控除76万円が廃止され、合計114万円が実質的な所得増となり、所得税が28万8,500円から51万6,500円に22万8,000円の負担増となります。住民税については、配偶者控除33万円と両親2人分の扶養控除66万円が廃止され、合計99万円が実質的な所得増となり、37万9,500円から47万8,500円に9万9,000円の負担増となります。

非課税世帯が課税世帯になるケースも当然発生してきますが、個別ケースで税額が違ってくるため、一概に金額をお示しすることができない状況であります。配偶者控除の廃止や扶養控除の廃止により課税所得金額が上がり、市民税に影響する額はおよそ6,000万円増加となります。しかしながら、このこ

とは正式な決定とされていない段階であり、正式な決定がなされた時点において適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 大綱2、新型及び季節性インフルエンザの取り組みについて、①、本市における新型インフルエンザの発症の推移と現状についてお答えいたします。

新型インフルエンザの感染を疑うA型インフルエンザの感染者が蔓延し、市内でも多数の感染者が発生し、市立病院では10月で335名、11月で77名の市民の方々が新型インフルエンザの感染を疑うA型インフルエンザの感染と診断されており、とりわけ小中学校の児童生徒などの若年層を中心に感染が広まり、市内全校におきまして学校閉鎖などが実施されましたが、10月下旬には感染のピークも過ぎ、現在は感染の疑いによる医療機関受診者も減少し、ほぼ終息に向かっているのではないかと判断しているところではありましたが、教育行政報告にもありましたとおり新たに学級閉鎖も発生しましたことから、これから厳寒期に向かい感染の第2波の襲来や季節性インフルエンザの感染拡大も懸念されていますことから、市民に対しまして広報紙、ホームページ、さらには開催される健康教室などで手洗い、うがいの励行など感染予防を引き続き周知してまいります。

次に、②、新型、季節性インフルエンザのワクチン接種に係る本市の現状と今後の見通しについてお答えいたします。新型インフルエンザ感染予防対策の実施に当たりまして、急を要したことなどから関連予算等の専決処分を行い、ご承認をいただきましたワクチン接種に対する助成により接種を推進しているところではありますが、ワクチンの供給不足から接種が11月に入ってようやく開始されたところがあります。中高校生の年齢に相当する方の接種回数は当面2回とされていますが、1回目の接種結果によっては接種回数の見直しが図られる見込みであり、それによりまして他の優先接種者の接種も幾分前倒

しで実施できる可能性もありますので、一日も早くワクチン接種ができるよう望んでいるところでもあります。なお、市立病院では優先接種対象者に対応できる数のワクチン確保は今のところできているということでもあります。

また、季節性インフルエンザワクチンにつきましては、11月から希望者に接種を開始しましたが、新型インフルエンザワクチン製造の影響からワクチン製造量が大幅に減少し、供給不足となったことから、市内の医療機関におきましては一時接種を中断せざるを得ない状況になっておりましたが、その後ワクチンの確保ができた医療機関におきまして接種を再開しており、今のところ希望者には接種可能となっております。

今後におきましても引き続き感染予防対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大綱3、高齢社会の対応について、①、救急医療キットの配布についてお答えいたします。高齢者人口の増加につきましては、本市の第5次総合計画の計画人口におきましても平成30年には65歳以上の人口比率が45%を超え、さらに少子高齢化が進行するものと推計されております。また、社会情勢の変化から独居老人世帯や老人のみ世帯もふえ、生活や健康に不安を持たれる高齢者に対する支援が今後さらに求められていくものと推測しております。ご質問にありました救急医療情報キットにつきましては、本州の自治体で導入を図るところがふえてきており、道内においても夕張市が取り組みを進めているようであります。キットの中には連絡先、かかりつけ医療機関、既往歴や服薬内容など多くの情報を保管することができ、緊急時において救急隊員が迅速な対応をする上で有効性が高いものと認識しております。

現在本市におきましては、独居高齢者などに対する支援の一環として独居高齢者サポート事業を進めており、見守りを希望する高齢者にボランティアであるサポーターの声かけやさりげない見守りにより

安否確認を行うものであり、その中で緊急時の連絡先やかかりつけの医療機関などの情報を中心に記載した緊急連絡カードを配布しているところではありますが、ご質問にありましたとおり個人情報に記載されていることから、救急医療情報キットへの切りかえなどにつきましても今後独居高齢者見守り協議会や消防等の関係機関との間で検討をしていきたいと思っております。

また、独居高齢者見守り協議会につきましては、市内の福祉団体、市民団体の代表、警察等の行政機関により構成され、独居高齢者サポート事業を円滑に推進するための方策や緊急時に関係機関との連絡調整や情報交換を行うことを目的として設置しております。協議会におきましては、サポート事業を円滑に進めるためのサポーターの確保とサポートを希望しない近所とのつき合いが疎遠になっているような方々にどのようにかかわっていくかなどが課題となっているところでもあります。

次に、②、食生活改善推進員の拡充についてお答えいたします。食生活を通じて健康づくりの推進を目的とした自主運営組織として赤平市食生活改善推進協議会が設置されており、ご質問にありましたように各種行事、研修への取り組みなどの活動が行われ、市民の健康づくりに寄与していただいております。しかし、人口の減少や利便性の向上による食に対する考え方の変化などから年々会員数も減少し、活動に支障を来している状況にもなっており、自主運営組織とはいえ市民の健康増進に協力をいただいておりますことから行政としましても支援を行い、活動内容を市の広報紙に定期的に掲載し、会の運営に関し助言を行うなどを行っているところでもあります。来年度には会の活動をより多くの市民に理解していただけるよう、市内で開催される各種イベントに参加し、PR活動を行うことを予定しております。また、食生活改善推進員になるためには養成講座を40時間以上受講する必要があるため、講座の開催を計画したいと考えており、さらに男性会員の加入にも取り組み、組織の活性化を図ってまいりますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱4、赤平市表彰について、①、勤続表彰の記念品について申し上げます。

先ほど市長の市政報告にもございましたが、本年も11月3日、文化の日に表彰式を挙行し、功労表彰を初め功績表彰、善行表彰、勤続表彰をさせていただいたところであります。ご質問の勤続表彰につきましては、平成13年度までは5年ごとに、平成14年度から勤続15年及び勤続30年を対象といたしまして表彰させていただいており、また幾つかの公職を兼ねておられる方もいらっしゃいますことから、何度か勤続表彰を受賞された方もおられるところでございます。市勢の振興と発展のためそれぞれの分野で多大なご貢献を賜ったことに対する表彰でありますことから、表彰状を額に入れ表彰させていただいているところでありますが、額のかわりに別の記念品とするなど勤続表彰のあり方については検討してまいりたく考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 町田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（町田秀一君） 大綱5、選挙の投開票について、①、期日前投票に係る宣誓書について申し上げます。

今回の衆議院議員総選挙の期日前投票者は1,328人おりました、平成19年に行われました参議院議員通常選挙より131人ふえ、投票者に占める期日前投票の割合は年々その比率が高まり、多くの皆さんにご利用いただいているところであります。現在当市におきましては、期日前投票所に宣誓書を置いておきまして、見本を見ながら記載していただいております。その際係員が記載方法の案内をしております、その後記載漏れ等の点検と入場整理券との照合をして受付に案内させていただいております。宣誓書につきましては、ホームページよりダウンロードができ

るようにしたり、希望者のみ郵送したりするなど各市さまざまな対応をしておりますことから、今後当市におきましても適正な選挙の執行が損なわれることがなく、かつ選挙民の利便性や投票率の向上が期待できるよう方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、②、開票作業について申し上げます。臨時職員につきましては、現在主に選挙の準備や不在者投票、さらには開票事務のうち得票の整理などのため採用しておりますが、開票事務につきましては迅速性が求められる一方で正確性も求められるところではございますが、開票事務のうち開票所での投票用紙分類事務などにおきましては臨時職員においても可能であると思っておりますので、採用につきましては検討してまいりたいと考えております。

今後とも有権者の関心と選挙に対する一層の意識の高揚を図るためその啓発に取り組み、投票率の向上に向け努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕それぞれ今ご答弁いただきまして、一定の理解はさせていただきました。

国の今年度の第1次補正予算の一部執行停止ではっきりしているのが当市の子育て応援特別手当の執行停止のようですが、この件につきましては18日の補正予算の減額の上程される審議の場でまた改めて質疑させていただきたいと思っておりますが、そのほかについては政府より情報が余り入っていないということで、入っていないということがよくわかりました。このことについては、民主党さんがうたう地域主権が一体どこにあるのかと思ってしまう。1次補正の凍結、廃止、中止だけで、その後内容を示せないのは無責任なのではないでしょうか。また、現状の経済情勢はすべて待たなしの今お答えにもありましたようにデフレ、円高、株安の三重苦に見舞われていると思っております。本当に先行き不透明であると思っております。また、新政権に対して危機感とスピ

ードを持って第2次補正予算にも取り組んでいただきたいと思っております。しかし、現状は、報道によりますと国会審議については来年の通常国会のようですので、そこで予算が成立したとしても執行は3月以降になると思っております。その間の景気や、また雇用、市民生活を一体どのように守れるのでしょうか。私は、第1次補正予算のうち約2兆9,000億円の執行停止を解除すれば今すぐにでも使えると思っております。私はそのように思いますけれども、市長はこの点どのように思いますか。あえて聞きたいと思っております。

現行の児童手当と今後の子ども手当についてですが、扶養控除の廃止で保育料への影響ですが、現在の当市の状況を見ましたら、1階層は先ほども説明あって、生活保護でゼロ円ですけれども、2階層で3歳児未満が9,000円です。それで、3階層で1万4,000円、4階層で1万9,500円、最大で1万500円ぐらい上がって5階層にいくだろうとなったときに、もう3万にもなってしまう状況です。そのようなことからとても憂うわけですが、そこでこの1万500円の最大で上がった場合年額12万6,000円になるわけです。それが500万という収入の高い人が最大で5,000円の増額ということです。年間6万円です。このように比較して考えましたら、所得の低い人のほうが上がり幅が、増額が大きくなっていっている。所得区分だから仕方がないだろうと、それでは余りにもちょっと違うのではないかと思います。今後保育料算定の基準の見直しなどもぜひこれが導入になったときに考えていただきたいと思っております。この点取り組んでいただけるかどうかよろしく願いしたいのですが、最終決断は市長であると思っておりますので、一応この場で市長の見解を伺っておきたいと思っております。

また、子ども手当の詳細については、まだ不透明な部分があったとしても、報道で知る限りではその方向性は十分にあり得ると思っております。そこで、子ども手当の配偶者扶養控除の廃止です。先ほど課長がきちっと答弁してくれましたが、ちょっと私整理し

てみました。当市対象者は、所得税で2,925人、住民税では3,047人。具体例のモデルケースでは、夫の収入300万円で妻と子供、中学生、小学生の4人家族で所得税は2万円から7万7,000円に増額になっていく。また、住民税では5万4,000円から16万500円になっていく。また、モデルケース2では、夫の収入500万円で、同じ条件では所得税が9万7,000円から21万500円に、そして住民税では21万5,000円から31万4,500円に、それでモデルケースの3では夫の収入700万円で妻が100万円未満のパートで働いていて、大学生の子供が1人いると。この3人家族の場合所得税が31万4,500円から39万500円に、そして住民税が40万500円から43万3,500円にと。さらに、モデルケース4、夫の収入が300万円で妻が専業主婦と69歳以下の両親を扶養している場合では所得税が2万円から7万7,000円に、住民税では5万4,000円から16万500円に、モデルケース5では夫の収入500万円で、同じ条件で所得税28万8,500円から51万6,500円に、住民税は37万9,500円から47万8,500円にということでもちょっとわかりよく整理させてもらいましたけれども、こうして比較してみますといかに収入の低い人が全体では増税幅が大きいかということがわかんと思います。さらに、市民税は当市の税の収入になりますから、このお答えでは最大で約6,000万円ぐらいの増税だということで、収入がふえるわけです。ですが、市民の皆さんはその分増税なのですから、導入になれば今後この徴収にも影響は出るし、市民の皆さんは国税の所得税が増税になって、道民税、市民税も増税になって、もうこのような状況では本当に今後のこれが導入になった場合税収の徴収にもかなり影響が出るのではないかと大変私も危惧いたします。また、児童手当並みの市町村負担では、住民税の配偶者扶養控除廃止では6,000万円の増税ということで税の収入があったにしても、現行の児童手当は市の負担は約1,900万ぐらいですから、子ども手当の負担額はおよそ1億2,000万という今のお答えでしたので、倍です。6,000万円収入がふえたにしても、国に納めるお金が1億2,000

万円と倍の負担が大きくなると思います。支給額が大きい分だけ負担額も大きいと思いますが、ここで先ほども市長からちょっと触れられておりましたけれども、実はこの12月2日に公明党党本部に全日本自治団体労働組合、自治労ですね、全国の副中央執行委員長さんが党本部に要請されたことは行政サービスが充実できるような政策と、そしてさらに民主党が掲げる子ども手当については政府内に財源の一部を地方に求める声があることに触れて、不透明で信頼できないと不快感をあらわしております。このようなこともやっぱり現実には地方では皆さん大変な思いですから、ぜひ先ほど市長もおっしゃいましたように地方の疲弊した声をどんどん上げていただきたいと思います。

また、国民健康保険税につきましては、控除前の所得額ということですので、理解いたしました。

また、公営住宅の家賃も原則控除前の所得額で算定されているということですが、それでも税の扶養控除に準じた特別控除が廃止になった場合今後どのように住宅料にその影響が出てくるのか、この点については改めて建設課長にお答えいただきたいと思えます。

また、新型インフルエンザのワクチン接種についてですが、お答えではワクチンの不足から接種が11月に入って当市も始まったとのことですが、中学、高校生の接種回数が2回から1回に見直していく可能性もあるようですので、そこで実は私ども11月12日に公明党赤平支部として市長にこの新型インフルエンザの件について緊急申し入れさせていただきまして、その場で市長とも意見交換させていただき、本当にしつこいようですけれども、受験生は勝負の冬を迎えておりますので、どうか受験生に対して優先して接種に取り組んでいただきたいということと、また公的助成についても取り組んでいただいていますけれども、子供たちの接種については、また今もインフルが出てきているようすけれども、新型かどうかわかりませんが、経済的な理由で格差が生じないようにより特段の配慮が必要と思えます

ので、1回1,000円の助成はしていただいていますけれども、それが全額となればなおいいのでしょうかけれども、なかなか勢いそうはいかないと思いますので、せめてもう一踏ん張り市長にさせていただいて、半額ぐらいになるぐらいいかないものかと。子供たち全員に予防接種を受けていただきたいという思いから改めて市長にお伺いしたいのですが、執行決定の立場にあります市長いかがでしょうか。この点もよろしくお答えいただきたいと思います。

また、救急医療情報キットの件についてですが、北海道では夕張市が取り組んでいるようでございますが、高齢社会の最後の安心の担保になる事業と思えます。災害どきの要支援希望者リストとの連携も視野に入れながら取り組んでいただきたいことと現時点の高齢化率は赤平市は37.5でありますので、急務と思えます。どうぞ今後の取り組みに期待してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、2回目終わります。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 現在の政府与党の新たな政権に対するいろいろご意見ございましたが、正直申し上げて私は一自治体の首長でありますので、それについてはお答えする立場にはないということをおまぎらずご理解をいただいております。ただ、いろいろご意見ございました子ども手当に関連しての扶養控除の廃止の問題、あるいは地方負担の問題、そのほかいろんな意見がございます。それは先ほどの答弁で申し上げましたとおりに、いろいろな機会を通じて我々がやはり願うことについてはそういう意見を申し上げたり、要望するということは今後も当然のごとくしていかなければならないというふうを考えております。特に地方負担の問題については、もう既に新聞等で報道されておりますように全国知事会の麻生会長も怒り心頭でありますし、当然そのほかの要望についても全国市長会、北海道市長会もその都度緊急要望を行っております、その経過については私ども随時市長会を通じてそういう情報を

いただいておりますので、今新たな政権が誕生し、予算のあり方の仕組み、あるいは政治のあり方の仕組みを変えようというときですから、多少のやはり摩擦があるのは私はしようがないと思っていますし、また選挙が8月、そして具体的な新たな内閣が誕生し、予算編成ですから、私決して肩を持つ意味ではなくて、そういう意味では非常に厳しい窮屈な日程での進め方でありますので、極めて印象としては私どもも性急過ぎるかなという印象は率直にございますが、そういう中でありますので、少しやはり私はそういう点も考慮すべきなのかなと思います。ただ、何度も申し上げますように我々地方に一方的に負担を押しつけたりするようなことは私どもとしては非常に当初の期待からいたしますと反することでありますので、さまざまな私どもの受け入れがたい点につきましては、再三申し上げますが、要望してまいりますというふう考えております。

それから、インフルエンザの接種料金の件ですが、1人1,000円、五十嵐議員さんのほうからも団体のほうからもご要望をいただきました。そのことについても再度検討させていただきましたが、現在のところ当初の案どおり1人1,000円ということで進めさせていただいておりますが、気持ちとしては全額見てあげたいというのは率直にございます。しかし、当市の財政状況、20年度決算10億が出たではないかといいますが、これは先ほど病院等の質問あったように健全化計画との改革プランとの差が出てくれば、これは一般会計でやはり何としても補てんをしなければならぬという、そういう約束になっておりますし、21年度も極めて厳しいというのが先ほどご答弁したとおりでありますし、そうしたことを考えますとこの10億というのは今あるだけの話でありまして、そのほかの問題も今までかなりいろんな面の予算を抑え込んできましたので、住宅建てかえの再開等も当然していかなければなりませんし、決して余裕のある予算ということではございませんので、そういった面では先を見据えるとやはり抑えていくものは少し抑えなければならぬということでございます。

まして、気持ちとしては十分ありますが、まだまだ厳しい状況でありますし、今後課題も抱えております。さらに、全道の自治体も調べてみました。町村は別にして市だけを見ますと正直言って極めて少ないのです、実施しているのが。そういう中で割と貧乏な産炭地の自治体をやっているというのが非常に皮肉なことなのでありますが、そういうことを勘案して、まだ私どもは病院の健全化を進めなければなりませんし、そういう立場から赤平市が余りということ、突出したことはやはりできかねるということで、この程度で検討した結果ゼロというわけにはいかないということでせめて1,000円にさせていただいたという経過もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、今後2回が1回という場合等もございますし、私ども予算100%で見えておりますが、担当者に聞いても恐らく100はいかないだろうということもございまして、そういうような経過も含めながら、またいろんな状況変化も含めて、一応再検討の余地だけは残しておきたいと思っておりますが、そういうことで今進めさせていただいているということでございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○市長(高尾弘明君) これも仮定の話でありますので、まだ決まってはいないことでもありますので、その辺は明らかになった段階でこれは検討すべきで、仮定の段階ではなかなかお答えしかねるということでご理解いただきたいと思います。

○議長(獅畑輝明君) 熊谷建設課長。

○建設課長(熊谷敦君) 住宅使用料についての税の控除に準じて扶養控除等が廃止になった場合の影響についてでございますが、収入や家族構成により大きく変わりますが、モデルケースとして平成5年建設の中層耐火構造の3LDKに入居している世帯主、妻、中学生以下の子供2人の4人家族で年収300万円のケースでは、家賃が月額2万2,200円から3万7,700円となり、同じ条件で年収が500万円のケースでは家賃が月額4万3,500円から6万2,500円とな

ることが想定されます。

以上でございます。

○議長(獅畑輝明君) 五十嵐美知さん。

○1番(五十嵐美知君) [登壇] 3回目で終わりたいと思っておりますけれども、この地域主権の観点から地域の実情を国に対して市長も市長会通じて訴えていくということでもございましたけれども、きょうの冒頭市長も報告の中にありましたように国の20年度の補正のように地域活性化・経済危機対策など、本当にこれは速やかに政府では取り組んでもらいたいということと子ども手当の財源確保も所得税や住民税の配偶者控除の廃止やそういうもので充てるということ自体私は疑問に感じている一人でございます。公営住宅の家賃にしても、今述べられたように大変な負担増です。この控除の廃止によって所得が上がれば、今後公営住宅にも入れないような事態も想定できると思っております。赤平市民を守る意味でも、負担増にならないように高尾市長には当市独自の策なども対応して、検討していかなければならないようになってくるのではないかと危惧いたします。

また、子ども手当は地方の負担を求めないで、国費で子ども手当の財源を見るべきではないかということなどもしっかり地方の声として国に対して上げていただきたいことを強く求めておきたいと思っております。市長、この点今後ともよろしく肝に銘じて意見を持って臨んでほしいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時16分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)